Ericom Shield Cloud 利用規約

本 Ericom Shield Cloud 利用規約（以下「本規約」といいます。）は、www.ericom.com/legal/repository にある Master Subscription Agreement（以下「MSA」といいます。）および以下の条件に同意されたお客様（以下「お客様」といいます。）に対し、Ericom Software Ltd.（以下「Ericom」といいます。）の認定チャネルパートナーである株式会社アシスト（以下「MSSP」といいます。）により、そのホストされた Ericom Shield Cloud ソフトウェア・サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件を定めたものです。

本規約については、お客様が、本規約の条件に同意の上、MSSP 所定の利用申込書、注文書その他書面（電子メールなど電磁的方法を含む。以下「MSSP 所定書面等」といいます。）に必要事項を記入して MSSP に提出することを以って申込の意 思表示とし、当該申込に対し MSSP が異議なく承諾した時点で成立するものとします。

本規約は、MSA に組み込まれるものとします。本規約と MSA の間に明示的な矛盾がある場合、本規約が優先するものとします。本規約で定義されていない大文字の用語は、MSA で定められた意味を持つものとします。

1. **マネージド・セキュリティ・サービス**。本規約および MSA に定める条件に従い、MSSP はお客様に対し、その従業員、代理人、およびお客様に認められたその他の個人（以下「クライアントユーザー」といいます。）がお客様の社内業務目的に限り、本サービスにアクセスし、使用することができる非独占的かつ譲渡不能な限定的権利を付与します。

2. **マスターサブスクリプション契約**。本規約においてお客様およびクライアントユーザーは MSSP の「認定ユーザー」です。お客様およびクライアントユーザーは MSA を遵守することに事前に同意しているものとします。

3. **お客様規定**。お客様およびクライアントユーザーの MSA および本規約の遵守を確保するため、MSSP は別紙 A の規定（以下「お客様規定」といいます。）に基づいて、お客様に本サービスを提供するものとします。MSSP は、お客様規定を実施し、お客様規定の違反が判明した場合には、速やかに Ericom に通知するものとし、MSSP は、Ericom の要求に応じて、お客様と MSSP との契約書の写しを Ericom に提供することができるものとします。

4. **サービス・レベル・アグリーメントおよびサポート**。Ericom は、MSA および Ericom のその時点で最新の Service Level Agreement（www.ericom.com/legal/repository）に従い、お客様に対し、本サービスを利用可能にします。また、MSSP は、お客様およびクライアントユーザーに対し、別紙 B に記載されたサポートサービス（以下「プロダクト・サポート」といいます。）を提供するものとします。

5. **秘密保持**。
   (1)受領当事者（お客様、クライアントユーザー又は MSSP のうち秘密情報（後記）を受領する者をいいます。以下同じ）は、開示当事者（お客様、クライアントユーザー又は MSSP のうち秘密情報を開示する者をいいます。以下同じ）又は開示当事者の取引先の経営、人事、財務、商品、技術等の営業上又は技術上の情報のうち、①開示当事者が書面で秘密である旨表示して開示した情報、②開示当事者が口頭で秘密である旨告知して開示した情報で開示後 14 日以内に書面で内容を特定して受領当事者に通知した情報、又は③開示当事者の事務所内で受領当事者が知り得た情報（以下「秘密情報」といいます。）を厳に秘密として取扱い、本規約に基づく義務の履行又は権利の行使以外のために使用してはならないものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なく、開示当事者及び受領当事者並びに社員等（第 4 項(1)で定義）以外の第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
   (2)前項にかかわらず、次の各号に該当する情報については、本条に定める秘密保持義務を負わないものとします。
      1）開示時に既に公知になっていた情報。

2）開示時に既に受領当事者が知っていた情報。
3）開示後に受領当事者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく受領当事者が合法的に入手した情報。
5）秘密情報とは無関係に受領当事者が創出した情報。

(3)前項に定める他、法令に基づく官公庁又は裁判所からの開示要求があった場合には、受領当事者は、当該官公庁等に秘密情報を開示することができるものとします。この場合には、受領当事者は、開示当事者に対して、法令等に反しない範囲内で、事前に（事前に為すことが著しく困難である場合には開示後直ちに）通知しなければならないものとします。

(4)受領当事者は、本条に定める秘密保持義務を履行するために、秘密情報を次の各号に従い取扱うものとします。

1）本規約に基づく義務を履行又は権利を行使するために秘密情報に接する必要のある自己の取締役、執行役、監査役、業務執行役員、正社員、契約社員、派遣社員その他の役員等及び従業員（以下、総称して「社員等」といいます。）以外の者が秘密情報に接することのないように保管するとともに、社員等に本条に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させること。
2）本規約に基づく義務の履行及び権利の行使に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製しないこと（なお、複製物は秘密情報として取扱うものとします。）。
3）本規約に基づく義務の履行及び権利の行使に必要な範囲を超えて、秘密情報を所定の場所から搬出しないこと。
4）期間満了、解除その他の理由により本規約が終了した場合又は開示当事者から要請があった場合には、開示当事者の指示に従い、開示当事者から開示を受け、又は知り得た全ての秘密情報を、その複製物を含め、開示当事者に速やかに返還又は再生不可能な方法にて廃棄し、当該返還又は廃棄を証する書面を開示当事者に提出すること。

(5)第1項の規定にかかわらず、MSSPは、次の各号に定める者に対し、MSSPが本規約に基づく秘密保持義務を負担している旨を予め告知したうえで、本サービスに必要な限度において秘密情報を開示することができるものとします。

1）弁護士、公認会計士その他法律上守秘義務を負う外部の専門家（以下、総称して「外部専門家」といいます。）。
2）MSSPが、本規約に基づくMSSPの義務の全部又は一部を再委託する場合の委託先の社員等（以下、総称して「再委託先社員等」といいます。）。
3）Ericom

(6)MSSPは、前項に基づき外部専門家、再委託先社員等、又はEricomに秘密情報の開示を行う場合、本条に基づきMSSPがお客様に対して負担する義務と同等の義務を負わせるものとし、その履行についてはMSSPがお客様に対し責任を負うものとします。

(7)お客様、クライアントユーザー及びMSSPは、秘密情報に関して、次の各号のとおり確認します。

1）開示当事者が、自己が開示する秘密情報に関して、受領当事者に対して、本規約に基づく義務の履行又は権利の行使のための使用以外に、何らの使用権も付与するものではないこと。
2）秘密情報の開示又は漏洩如何にかかわらず、開示当事者が保有する秘密情報に係る特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権が開示当事者に留保され、受領当事者に移転しないこと。
3）開示当事者が、その開示する秘密情報及びこれに関連して開示する情報について、受領当事者に対して、如何なる保証も行わず、担保責任も負わないこと。

(8)受領当事者は、開示当事者から開示を受けた秘密情報について、紛失、盗難、漏洩等の問題が発生し、又はそのおそれが生じた場合、直ちに、開示当事者に対してその詳細を書面で報告

し、開示当事者と協議のうえ、当該問題の解決のために措置を講ずるものとします。当該措置に係る費用は、当該受領当事者の負担とします。

6. **個人情報および顧客データ。**お客様およびクライアントユーザーは、自己の個人情報および顧客データ（MSA に定義されています）に関するすべての権利を有しており、MSSP および Ericom が MSA に基づく義務を履行し権利を行使するために必要なすべての通知を行い、すべての同意および認可することを表明します。　お客様およびクライアントユーザーは、本サービスに関連する個人情報および顧客データの開示および使用が、MSA の条件、すべての適用法、および個人情報または顧客データに関連するその他の法的または契約上の制限を遵守することについて、同意するものとします。

7. **期間**。本規約および MSA は、MSSP 所定書面等の定める 1 年間の「当初期間」または注文条件に別段の定めがある場合に有効となります。その後、本規約および MSA は、1 年間の追加期間（以下「追加期間」といい、当初期間と合わせて「本期間」といいます。）について自動的に更新されるものとしますが、いずれの当事者も、30 日前に書面で通知することにより、本規約および MSA を終了することができます。上記にかかわらず、（a）期間中に購入したサブスクリプションは、当該サブスクリプションの期間中有効であり、（b）各当該サブスクリプションに関する MSA および本規約に基づく Ericom および MSSP の義務は、その期間の満了または早期終了まで有効とします。

8. **支払**。MSA の規定にかかわらず、お客様は、MSSP に対し、MSSP 所定書面等に規定の本サービス料を、MSSP 所定書面等規定の支払期日（支払期日の指定がないときは本サービス開始日から 30 日）までに消費税相当額を加算して MSSP 指定の銀行口座に現金振込にて支払うものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。お客様は前記に基づく本サービス料の支払義務を怠ったときは、MSSP に対して、法定利率（契約締結当時のもの）による遅延損害金を支払うものとします。

9. **監査。**Ericom または MSSP は、お客様が本規約および MSA を遵守しているかどうかを判断するために、事前に通知を行った上で、本規約および MSA の記録（お客様と MSSP の契約に関する記録を含む）を年に 1 回を限度として監査することができるものとします。Ericom は、監査の費用を負担するものとします。ただし、監査の結果、監査対象期間に請求された金額の 3%以上の過少支払いが判明した場合、お客様は、契約上支払うべきすべての料金に加えて、監査に関連するすべての合理的な費用および未払いのすべてのサブスクリプションのリストプライスを支払うものとします。

10. **損害賠償。**
    (1)お客様は、本規約に関し、MSSP の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、MSSP に対して次項所定の限度内で損害賠償請求をすることができるものとします。
    (2)本規約に起因・関連して生じる MSSP の損害賠償責任は、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、かかる請求に先立つ 1 年間に本規約に基づきお客様から受領した本サービス料を限度とします。
    (3)MSSP の故意又は重過失により生じた損害、第 14 条（反社会的勢力に該当しないことの保証）に違反したことにより生じた損害については前 2 項の条件を適用しないものとします。

11. **期限の利益の喪失**。お客様又は MSSP は、第 15 条に該当したことをもって本規約が終了したときは、当然に相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務の全てを相手方に弁済しなければならないものとします。

12. **不可抗力等**。天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力又は法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関、通信回線の事故、その他 MSSP の責に帰すべからざる事由による本規約の全部又は一部の債務不履行については、MSSP は責任を負わないものとします。

13. **権利義務の譲渡等の禁止**。お客様及び MSSP は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく権利義務を、その全部又は一部を問わず、第三者に譲渡し、担保権を設定し、その他の処分をしてはならないものとします。

14. **反社会的勢力に該当しないことの保証**。

(1)お客様及びMSSPは、次の事項を表明し、保証するものとします。

1) 自己及び自己の関係会社が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいいます。以下同じ）でないこと、反社会的勢力でなかったこと。

2) 反社会的勢力を利用しないこと。

3) 反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉、信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと。

4) 自己の主要な出資者もしくは役職員又は自己の主要な出資者の役職員が反社会的勢力の構成員でないこと又はなかったこと。

(2)お客様及びMSSPは、前項の規定を、自己の委託先及び自己の調達先にも遵守させる義務を負うものとします。

(3)お客様及びMSSPは、前２項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。

15. **解除**。お客様及び MSSP は、相手方が次のいずれかに該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本規約を解除することができるものとします。

1) 支払いを停止したとき、又は手形もしくは小切手の不渡りが１回でも発生したとき。

2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てもしくは公租公課の滞納処分を受け、又は民事再生、破産、特別清算もしくは会社更生の申立てがあったとき。

3) 事業の廃止もしくは解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、営業許可の取消しその他業務継続不能の処分を受けたとき。

4) 合併の決議をしたとき（株主及び営業内容が実質的に変わらない場合を除きます。）。

5) 本規約の定めに違反し、相当な期間を定めて書面で催告をしたにもかかわらず、これが是正されなかったとき。

6) 正当な理由なく期日までに債務を履行する見込みがないと認められる相当な事由があるとき。

7) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき。

8) 第 14 条（反社会的勢力に該当しないことの保証）に違反したとき。

16. **準拠法及び合意管轄**。本規定の準拠法は抵触法の原則を参照せず日本法とし、本規定に関する訴訟については東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

***

別紙 A

お客様規定

1. **クライアントの管理**。お客様は以下のことを行うものとします。（a）従業員、コンサルタント、およびお客様が本サービスにアクセスして使用することを許可した他の個人（総称して「クライアントユーザー」）が、そのアカウントまたは資格情報の下で行うすべての活動。について、本契約上のすべての義務、およびお客様の本サービスへのアクセスと使用に適用されるすべての法律と規制の遵守を含めて責任を負います。（b）クライアントユーザーのすべてのユーザー名、パスワード、およびその他のアクセス資格情報の機密性を維持します。（c）個人情報（以下に定義）を含むクライアントデータ（以下に定義）の正確性、品質、適法性を確保するためにあらゆる手段を講じます。それはお客様による本サービスの利用、MSSP およびサービスプロバイダーへのクライアントデータ（個人情報を含む）の提供、および本規約に従ったそれらの利用に関して、適用されるすべての通知を提供し、すべてに適用されるプライバシー法（以下に定義）を遵守するために必要なすべての同意、許可、ライセンスを取得することを含む、お客様がクライアントデータを取得する手段です。（d）本サービスへの不正なアクセスまたは使用を防止するために商業的に合理的な努力を払い、そのような不正なアクセスまたは使用があった場合には、MSSP に速やかに通知します。（e）常に、現在の従業員である少なくとも 1 人のクライアントユーザーを維持し、クライアントによるサービスの使用を管理する権限があります（たとえば、アカウントを作成し、パスワードをリセットすることにより、各クライアントユーザーのサービスへのアクセスを制御するビジネスルールを割り当てて管理します）。（f）本サービスを社内の事業目的にのみ使用し、本サービスに関して MSSP が提供するリファレンスマニュアル、管理マニュアル、ユーザーマニュアル（以下「ドキュメント」といいます。）および適用される法律および公的規制に従って使用します。（g）お客様によるサービスの使用に必要なすべての機器およびコンポーネントを入手し維持します。

2. **制限**。お客様は、以下の行為を行ってはならず、また、お客様のクライアントユーザーまたは他者に許可してはなりません。（a）本サービスの販売、リース、ライセンス、サブライセンス、またはサービスビューローやアウトソーシングの提供に本サービスを含めること。（b）本サービスの一部または本サービスに含まれるソフトウェアや本サービスが作成したメタデータを複写、修正、変更、翻訳、派生物の作成、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、またはその他の方法で翻訳すること。（c）本サービスを第三者に提供、開示、漏洩、利用可能にすること、または第三者による本サービスの使用を許可すること。（d）本サービスの全部または一部を複写または複製すること。（e）本サービス（サブスクリプション、コントロールまたはセキュリティコンポーネントを含む）を何らかの方法で妨害すること、または妨害を試みること。（f）本サービスにウイルス、ワーム、トラップドア、バックドアまたはその他の悪意のあるプログラム（「悪意のあるコード」）を導入または本サービスを通じて送信すること。（g）本サービスまたは本サービスに含まれる第三者のデータの整合性または性能を妨害すること。（h）本サービスに添付または含まれる著作権表示、商標、その他の所有権表示を削除、不明瞭化、または変更すること。（i）本サービスまたは関連システムもしくはネットワークへの不正アクセスを試みること、またはドキュメンテーションもしくは本規約に基づく使用制限を回避するために本サービスへの直接的または間接的なアクセスまたは使用を許可すること。（j）本サービスを何らかの方法で傍受、模倣、またはリダイレクトするソフトウェアをホスト、提供、または開発すること、または本サービスへの不正な接続を作成、使用、または維持すること。（k）本サービスと競合するサービスのプロバイダによる本サービスへのアクセスを許可すること。（l）本サービスの可用性、性能、機能を監視するため、またはその他のベンチマークや競合目的で本サービスにアクセスすること。（m）本サービスの性能または脆弱性テストを実

行または開示すること。（n）本サービスの障害が、人の死亡や重度の身体障害、または深刻な物理的または環境的損害につながる可能性のある適用または状況で本サービスを使用すること。お客様は、お客様の本サービスの利用に関する情報が、本サービスの不正利用の防止、本サービスの利用に関する一般的な統計情報の作成、MSSP およびそのサプライヤーの製品およびサービスの向上、お客様へのカスタマイズされたサービスの提供のために収集および分析される可能性があることを認め、同意するものとします。

3. **使用許諾方針**。お客様は、以下の行為を行ってはならず、また他者に行わせたり、可能にしたり、許可してはなりません。違法、有害、不正、侵害、または攻撃的な目的で本サービスを使用すること、違法、有害、不正、侵害、または攻撃的なコンテンツを送信、保存、表示、配布、またはその他の方法で利用可能にすること、人に嫌がらせをすること、人や財産に損害や傷害を与えること、虚偽、中傷、嫌がらせ、またはわいせつな素材を公開すること、プライバシー権を侵害すること、偏見、人種差別、憎悪、または危害を促進すること、オープンリレーまたはオープンプロキシとして行動すること。未承諾のバルクメール、ジャンクメール、スパム、チェーンレターまたは悪意のあるコードの送信、財産権の侵害、ネットワーク、コンピューターまたは通信システム、ソフトウェアアプリケーション、ネットワークまたはコンピューティングデバイスのセキュリティまたは整合性の侵害、その他適用される法律、条例または規制の違反、またはサイバー通貨または暗号通貨のマイニングを行うための本サービスの利用（以下、総称して「利用規定」といいます。）。 MSSP またはそのサプライヤーが、お客様による本サービスの利用が「利用規定」に違反していると判断した場合、MSSP はお客様の本サービスの利用を直ちに停止または終了し、その他の是正措置を取ることができます。

4. **クライアントデータ**。
   4.1. お客様は、本規約により、MSSP およびそのサプライヤーに対し、本サービスの提供および本規約に基づくその他の義務の履行を目的として、お客様がまたはお客様を代表して本サービスに提出したすべてのデータまたは情報（「クライアントデータ」といいます。）をホスト、コピー、送信および表示するための世界的な限定期間のライセンスを付与します。
   4.2. 本規約の規定にかかわらず、お客様は、MSSP およびそのサプライヤーが、お客様の本サービスの利用に関する技術的なデータおよびその他のデータを、お客様またはお客様のユーザーを特定できないように取得、集計し、本サービスおよびその他の提供物の分析、改善、サポート、運営、および業界のベンチマークやベストプラクティスのガイダンス、推奨、または同様のレポートの作成のために使用することに同意します。

5. **個人情報**。
   5.1. MSSP およびそのサプライヤーは、（i）当該サービスの有効化、最適化、提供、およびその利用と他の製品・サービスに関する推奨、（ii）セキュリティの研究開発、または脅威の検知とセキュリティ報告の目的を含むがこれに限定されない、MSSP およびそのサプライヤーの製品とサービスの改善と開発、（iii）利用に関する統計的な報告と分析の生成のために必要な、本サービスまたは関連するサポートおよび専門的なサービスの利用と提供に関連して、自然人に関する情報（「個人情報」）を、適用される法律（「プライバシー法」）によって規制される形で収集または処理することがあります。

   5.2. お客様は、本規約に基づく本サービスおよび関連するサポートや専門的なサービスを提供するために必要な個人情報を、米国またはお客様が所在する地域とは異なる個人情報保護法を有する可能性のあるその他の国に移転すること（当該その他の国における MSSP の従業員、請負業者、パートナー、およびベンダーによるアクセスを含む）に同意します。欧州経

済地域から欧州経済地域外への個人情報の移転の場合、お客様は、MSSP および／またはそのサプライヤーがお客様に代わって標準契約条項を締結することに同意します。本規約に基づいて処理される個人情報に関して、本規約の条項と標準契約約款の条項が矛盾する場合、標準契約約款の条項が優先されます。

5.3. お客様は、本サービスにおいて、機密性の高い個人情報や、データセキュリティ、データ保護義務、または公的規制を MSSP またはそのサプライヤーに特定または強化するようなその他の特別なデータを利用できるようにしてはなりません。これには以下が含まれますが、これらに限定されません。（i）Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996（1996 年医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律）、（ii）Payment Card Industry Data Security Standard and Payment Application Data Security Standard（ペイメントカード業界データセキュリティ基準およびペイメントアプリケーションデータセキュリティ基準）、（iii）「センシティブな個人データ」（EU 一般データ保護規則および同様の適用法で定義される）の保護、輸送、保管、使用、および処理に関するすべての法律。お客様は、お客様が本条の条件に違反したことに起因または関連する請求、訴訟、損害、罰則、費用、損失、経費（弁護士費用を含む）から MSSP およびそのサプライヤーを補償し、免責するものとします。

6. **輸出コンプライアンス**。お客様は、本サービスには暗号機能が含まれており、輸入、輸出、配布、および使用を規制する国際法および現地国の法律の対象となることを認めます。本サービスは、アメリカ合衆国およびイスラエル国の輸出管理法の対象であり、お客様に適用される追加の輸出管理法の対象となる場合があります。お客様は、EAR、米国および／またはイスラエルの制裁規制（現在、イラン、レバノン、シリア、北朝鮮、スーダン、キューバ）の下で禁止されている宛先国に、または適用される輸出規制に反して、「サービス」を輸出、再輸出、またはその他の方法で配布しないことに同意し、お客様は第三者が上記の行為を行うことを承認または許可しないものとします。　お客様は、本条に記載されている国に所在していないことを表明し保証します。　お客様は、事前にライセンスを取得することなく、米国政府の Denied/Restricted Parties List に記載されている個人または団体にアクセスを許可したり、その他の方法で「サービス」を輸出することはできません。

7. **MSSP とそのサプライヤー**。お客様は、本サービスおよび関連するサポートや専門的なサービスが、お客様に対する MSSP のサプライヤーの責任を負うことなく MSSP によって提供されることに同意します。MSSP のサプライヤーは、本サービスに関する本規約に基づくお客様の約束の利益を享受し、お客様に対して権利を行使するものとします。

EXHIBIT B

プロダクト・サポート

(1)本規約において「プロダクト・サポート」とは次のことをいいます。
①本サービスがドキュメンテーション（本サービスの使用方法を記載したマニュアル）の仕様に従って正しく稼動することに資するための技術支援サービス。ただし、本サービスが稼動可能な標準稼動環境として利用していることを前提とします。
②本サービスの使用に関する所定の手段による助言及び援助。
③お客様またはクライアントユーザーから報告を受けた本サービスにおけるエラーの特定及び解決のための技術支援サービス。
④MSSP は、お客様またはクライアントユーザーのために善良なる管理者の注意を以ってプロダクト・サポートを提供するものとします。ただし、MSSP は、お客様またはクライアントユーザーに対して、プロダクト・サポートの提供によりお客様またはクライアントユーザーの問題が解決されることを保証するものではありません。
⑥プロダクト・サポートを、MSSP がオンサイトにて提供した場合、又はお客様またはクライアントユーザーがプロダクト・サポートの範囲を超えるサービスを MSSP に依頼した場合は、MSSP は、お客様に対し、料金を別途請求できるものとします。当該料金の額及び支払方法については、お客様及び MSSP が別途定めるものとします。
(2)MSSP によるプロダクト・サポートの提供は、MSSP 所定書面等規定の問合せ担当者及びその代理の者に対して行われるものとします。
(3)詳細は、MSSP が公表又は交付する本サービスの「プロダクト・サポートサービスのご案内」（以下「サービス案内」といいます。）によるものとし、上記（1）及び（2)とサービス案内が矛盾する場合はサービス案内が優先するものとします。

以上